

公募テーマ

手術動画の記録・保管方法

動物病院での手術中・手術後、
ペットオーナーへの説明にも有効な動画記録・保管の方法

株式会社QAL startupsは、獣医療業界内外のプレイヤーと共創し、事業を連続的に生み出すエコシステムの構築を目指しています。弊社ミッションに共感いただける方と共に、QAL向上に貢献する事業に挑戦します。

依頼主の課題意識

動物病院で手術を行う獣医師は、初診から検査診断を行い、自ら手術を行うことが殆どです。

かかりつけの先生に、全て診てもらえることは、ペットオーナーとしては理想的な面もありますが、医療と比較するとリスクが高い状況です。

動物病院からの多くの要望を受け、手術の記録・保存・共有に関して動物医療およびペットオーナー双方が納得できるサービス・プロダクトのアイデアを募集します。

手術動画によるトラブル回避事例

手術中に不安を感じているペットオーナーに、手術中の様子を現状の動画を用いて説明したら安心頂けた

勤務医が執刀した手術を録画していたところ、基本的な手技に問題があり、改善点を指摘できた

既存の手術動画に関する獣医師の声

无影灯設置カメラ
だけだと全体が
わからない

保存したデータの
容量が大きくて
邪魔



撮影から保存
までの完全なシス
テムを作るのは
コストが高い

常に撮影担当を
付けるのは
人力的に足りない

応募フロー

書類審査

通過者様へメールにてご連絡します。

一次面談

オンライン面談を実施します。双方のご要望に応じNDAを締結いたします。

二次面談

さらにアイデアに対するメンタリング等を行います。

マッチング

応募者様の中に概要者がいれば、QAL startupsは基本的役割を終え、2者間による継続協議に進んで頂きます。

依頼主について

株式会社エレファントピクチャーズ

全国の動物病院・獣医師を対象に手術/講義動画の配信を行っています。手術の手技は実際にカメラマンが動物病院・手術室に訪問して撮影を行っています。動物病院・獣医師としてのリスクを避けて、安心して動物医療を行ってもらうためにも手術に臨むペットオーナーが、少しでも安心して緊張の瞬間を過ごしてもらうためにもQAL向上に繋がるアイデアを募集しています。

株式会社エレファントピクチャーズ
取締役 獣医師 五十嵐 時夫



募集要項

■応募方法

エントリーされる企業様は、本募集要項を確認の上、必要情報を明記し、info@qalstartups.co.jpまでご連絡ください。

■必要情報

下記をPDFファイルA4（最低）1枚に記述ください。書式は自由です。
氏名、Eメールアドレス、住所、電話番号、会社サイトURL、法人名（法人の場合のみ）、事業アイデア

■応募受付期間

2021年8月6日～10月30日

■留意事項

「参加規約」をお読みいただき、内容を承諾の上、応募してください。※応募いただいた時点で、規約承認したものとみなします。

Q & A

Q：応募に費用はかかりますか？

A：かかりません。

Q：応募は法人・個人のどちらでも構いませんか？

A：法人・個人のどちらでもご応募可能です。

Q：企画内容について質問したいことがあります。

応募前に依頼主へ詳細を確認することはできますか？

A：申し訳ありませんが、お申込み前の依頼主への直接コンタクトはご遠慮ください。ご質問についてはQAL startupsまでお問い合わせください。

Q：応募者のビジネスアイデアは保護されますか？

A：応募者のビジネスアイデアはQAL startupsが責任をもって厳重に取り扱うものとし、応募者の許可なく他者に公開することはありません。

QAL startups

QAL startupsは

「獣医師の専門性」と

「quantumの事業開発力」

「ペット関連事業会社の営業力」

を掛け合わせ、動物医療が抱える課題をペットと家族の視点に立って解決していきます。

QAL = Quality of Animal Lifeの向上に貢献する製品やサービスを連続的に生み出すスタートアップスタジオです。

<https://qalstartups.co.jp/>

1.目的

株式会社QAL startups（以下、「QAL startups」）が主催する「オープンイノベーションプログラム」は、QAL startupsとビジネスアイデア、ビジネスプランをお持ちの法人企業/個人が、「QAL=Quality of Animal Lifeの向上」というテーマに沿った新しいサービスを開発する共創型プロジェクトです。

2.テーマ

動物病院の手術記録・保管方法
手術中・手術後に使用する、
ペットオーナーへの説明に有効な記録方法

3.応募資格

「QAL startupsオープンイノベーションプログラム」は、「QAL startupsオープンイノベーションプログラム」参加規約(以下「参加規約」といいます)に同意頂ける法人又は個人（以下、「応募者」といいます）を対象とします。応募資格は、①インターネットにアクセスできること、②有効な電子メールアドレスを保有していること、③応募にあたって必要となる記載事項を提出すること(虚偽の申告は無効となりますのでご注意ください。)、④QAL startupsとの連絡にあたり日本語での提出・連絡を行える法人又は個人です。以上の要件を満たす応募者であれば、国籍、居住地等を問わず、応募して頂くことができます。但し、未成年の個人が応募する場合や、未成年の方が参加チームに含まれる場合については、応募にあたり、必当該未成年者の親権者に本規約をお読みいただき、内容をご理解いただいた上で親権者より同意を得て頂く必要があります。

4.応募方法

応募者は、応募受付期間中にinfo@qalstartups.co.jp宛に、エントリー情報を記載の上詳細情報を提出して頂く必要があります。
【応募受付期間：2021年8月6日～10月30日】

5.書類審査

募集受付期間終了後、QAL startupsにて一次審査を行い、審査基準に沿った厳選な審査の結果、優秀と認められた応募者に書類審査結果をメールにて通知します。書類審査を通過した応募者は、面談審査に進んで頂きます。

6.一次面談/二次面談

書類審査を通過した応募者には、QAL startupsとの面談審査に臨んでいただけます。同面談については、東京都町田市のQAL startups社にて実施いたします。社会情勢/地理的制限がある場合ZOOM面談も検討します。双方のご要望に応じNDAを締結させていただきます。

7.機密情報

(1)本規約において機密情報とは、応募者の応募時点から、QAL startupsによる選考が完了し、最終の選考結果が応募者に通知されるまでの期間、QAL startupsが選考を行うこと(以下、「本件検討」という)を目的として、情報の開示を行う本契約当事者(以下「開示者」という。)から開示を受ける本契約当事者(以下「受領者」という。)へ、機密である旨明示のうえ、開示される技術資料、図面、その他関係資料等の有体物(電子メール等の電子媒体・磁気媒体を含む)により開示される情報、および機密である旨を告知したうえで口頭にて開示される情報であって、7日以内に書面において機密である旨を明示された情報をいいます。

(2)前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する情報については、本契約における機密情報として取り扱わないものとします。

- ①開示を受けた時点で、既に公知であった情報
- ②開示を受けた時点で、受領者が守秘義務を負うことなく既に正当に保有していた情報
- ③開示を受けた後、受領者の責によらず公知となった情報
- ④受領者が開示者以外の第三者から守秘義務を負うことなく適法に取得した情報
- ⑤受領者が開示を受けた情報によらずして独自に開発した情報

8.機密保持義務および機密情報の取扱い

(1)応募者およびQAL startupsは、事前の書面による開示者の承諾を得ることなく機密情報をいかなる第三者

(ご家族の方も含まれます。)に対しても、開示または漏洩しないものとします。但し、法令の定めや法令に基づく官公庁の権限の行使により機密情報の開示を行う必要が生じた場合、受領者は必要最小限の範囲で開示することができます。その場合受領者は、開示前または開示後速やかに開示者にその旨を通知するものとし、機密情報の秘密が保持されるよう合理的な努力をしますものとします。

(2)応募者およびQAL startupsは、本条に定める機密保持義務を遵守するため、善良なる管理者の注意をもって機密情報を管理するものとします。

(3)応募者およびQAL startupsは、機密情報を当該機密情報を知る必要のある自己の役員および従業員(以下併せて「従業員等」という。)のみに開示するものとし、従業員等に対して本規約に基づき課された機密保持義務と同等の義務を課すものとし、従業員等の機密情報の取扱いに責任を持つものとします。

(4)応募者およびQAL startupsは、従業員等が退職した後本規約に基づき課された機密保持義務と同等の義務を課するものとする。

(5)応募者およびQAL startupsは、開示者の事前の書面の承諾を得ることなく機密情報を複製しないものとする。応募者およびQAL startupsは、本項に基づき機密情報を複製した場合には、当該機密情報に付された著作権表示およびその他の表示を当該複製物に付するものとする。

(6)応募者およびQAL startupsは、事前の書面による開示者の承諾を得ることなく、機密情報を本件検討以外の目的に一切使用してはならないものとする。

(7)本契約に基づき開示者が受領者に対して開示する機密情報にかかる著作権、特許権等の知的財産権、ノウハウ等の一切の権利は開示者に帰属するものであり、本契約に基づき受領者に対して何らの権利を移転し、又は本契約に定める以外の使用又は利用を許諾するものではない。

(8)応募者およびQAL startupsは、本件検討が終了した場合、または開示者より要求があった場合には、機密情報およびその複製物を直ちに返還または破棄し、破棄した場合には、開示者に通知するものとする。

(9)応募者およびQAL startupsは、開示者より開示された機密情報に基づいて発明、考案又は意匠の創作(以下「発明等」という。)をなし、これを出願しようとするときは、事前に開示者にその旨を通知するものとする。この場合、応募者およびQAL startupsは別途協議のうえ、当該発明等の帰属又は持分等について決定するものとする。

9.遵守事項

(1)応募者は、「QAL startupsオープンイノベーションプログラム」への参加にあたっては参加規約を遵守するとともに、「QAL startupsオープンイノベーションプログラム」への参加中は、QAL startupsが適宜行う指示等に従うものとします。

(2)QAL startupsは、応募者がQAL startupsの指示に従わない場合や他の応募者に迷惑を及ぼす行為をする等、「QAL startupsオープンイノベーションプログラム」の運営に支障が生じると判断した場合、当該応募者に対し、「QAL startupsオープンイノベーションプログラム」への参加を差し止めることができるものとします。なお、これにより応募者に損害や不利益等が生じた場合であっても、QAL startupsは何らの責任を負わないものとします。

(3)応募者は、アイデアが、応募者自身の制作にかかる完全オリジナル企画であること、及び第三者の制作にかかる作品等の権利を侵害するものではないことをQAL startupsに保証するものとします。なお、応募者はアイデアに第三者が権利を有する画像・映像等の素材を使用する場合、自己の責任において適法に使用し、QAL startupsその他「QAL startupsオープンイノベーションプログラム」参加者、技術提供企業等の関係者に対し、迷惑、損害等を与えないことを保証します。

(4)応募者が制作したアイデアに、何らかの知的財産権が発生している場合、QAL startupsが提供する技術情報にかかる権利を除き、その権利は引き続き応募者に帰属します。権利の譲渡等の必要が生じた際は、双方の話し合いにおいて決定し、別途必要な手続きを行うこととします。

(5)前項の規定に関わらず、応募者は、QAL startupsまたはQAL startupsの指定する第三者が「QAL startupsオープンイノベーションプログラム」の実施、運営、管理、放送または広報活動を行うにあたり、アイデア(機密情報に該当するものを除く)をこれらの目的の範囲内で自由に利用することを予め承諾するものとし、当該利用に対し、著作人格権に基づくものを含め、何ら異議申し立てや対価の請求等を行わないものとします。なお、QAL startupsまたはQAL startupsの指定する第三者による利用には、放送、広報宣伝活動を目的としたスクリーンショット、アニメーション、ビデオの公開などが含まれますが、これらに限定されません。また、応募者は、アイデアを第三者に譲渡、提供、公表等する場合、事前にQAL startupsの書面による承諾を得るものとします。

(6)QAL startupsは、法律に別段の定めがある場合を除き、名目の如何を問わず、応募者が「QAL startupsオープンイノベーションプログラム」に参加した結果、応募者に生じた損害や不利益等について、何らの責任を負わないものとします。

10.参加規約の変更

QAL startupsは、応募者への事前予告なく、参加規約を改定することができるものとします。但し、QAL startupsは参加規約の改定について応募者に周知するように努めるものとします。

11.情報の取扱

応募者は、QAL startupsが、「QAL startupsオープンイノベーションプログラム」への応募及び参加にあたってQAL startupsに提供した情報につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。

・「QAL startupsオープンイノベーションプログラム」の実施、運営、管理、放送、広報活動及びこれに関連する事項のため、またはQAL startupsからの「QAL startupsオープンイノベーションプログラム」に関連する最新情報の提供や、各種アンケート送付のために、以下の情報を収集、利用する事
・法人名又は氏名、法人代表者、事業内容、所在地又は住所、電話番号、応募アイデア等、応募者が応募時に届け出た情報

12.反社会的勢力の排除

(1)応募者は、QAL startupsに対し、現在、自己及び自己の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

①暴力団員等が自己の経営を支配していると認められる関係を有すること。

②暴力団員等が自己の経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

③自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

④暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

⑤自己、自己の役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

(2)応募者は、QAL startupsに対し、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを確約する。

①暴力的な要求行為

②法的な責任を超えた不当な要求行為

③取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

④風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

⑤その他前各号に準ずる行為

(3)応募者は、自己の知る限り、自己の顧問又は従業員(以下「従業員等」という。)が、現在、暴力団員等に該当しないことを表明し、自己の従業員等が暴力団員等に該当することを知ったとき、又は従業員等若しくは自己の役員が前項各号のいずれかの行為を行っていることを知ったときは、当該従業員等又は役員との間の雇用契約、顧問契約又は委任契約を速やかに解除する措置をとるよう努めることを確約する。

(4)QAL startupsは、応募者が暴力団員等と取引関係にあることを知ったときは、応募者に対して当該暴力団員等との取引関係を速やかに解消する措置をとるよう求めることができ、当該措置を求められた応募者は、正当な理由がない限り、当該暴力団員等との取引関係を解消するよう努めることを確約する。

13.解除

(1)QAL startupsは、前条第1項に定める応募者の表明保証が真実でないことが判明した場合、又は応募者が前条第2項、第3項若しくは第4項に違反した場合には、何らの催告を要せず、直ちに応募者との取引に係る全ての契約を解除することができる。

(2)前項に基づき、QAL startupsは応募者との取引に係る契約を解除したことにより応募者に損害が生じた場合であっても、一切の補償又は賠償責任を負わず、かかる解除により解除権を行使する者に損害が生じたときは、応募者に損害賠償を請求することができる。

14.準拠法その他

(1)「QAL startupsオープンイノベーションプログラム」参加規約の解釈・適用は、日本国の法律に準拠するものとします。

(2)参加規約に定めのない事項に関する口頭その他客観的証拠によって証明できない方法による当事者間の合意は、その内容の如何を問わず効力を有しないものとします。

15.合意管轄

応募者は、この「QAL startupsオープンイノベーションプログラム」参加規約に関する訴訟については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的な合意管轄裁判所とすることに同意します。

以上